令和3年度

定期監查等結果報告書

(議会事務局)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準(令和元年豊前市監査委員告示第1号)に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

- (1) 対象 議会事務局
- (2) 範囲 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された財務事務並びに その他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

- (1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- (3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- (4) リスク管理体制 (チェック体制) の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。
- (5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- (6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

- (1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局
- (2)日 程 ア. 概要説明 令和3年5月14日 イ. 講 評 令和3年5月24日
- (3) 期 間 令和3年4月19日 ~ 令和3年5月24日まで

7. 監査委員の除斥

議会から選出された岡本清靖監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に 基づき、本件監査に当たっては、除斥とした。

8. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑚され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

1. 政務活動費について

令和2年度の政務活動費に関して、議会政務活動費の交付に関する条例、議会政 務活動費の交付に関する規則及び使途基準実施細目に基づき概ね適正に処理され ていた。

しかしながら、情報通信技術の急速な進化などにみられるように、地方議員の調査研究のために必要な経費も、時代とともに変化しており、政務活動費の交付対象を示した使途基準実施細目に関して、定期的な見直しを行い、使途の透明性を一層高めつつ、更に適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項がないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を 満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にし ておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。